

スウェーデンの高等学校

—ストックホルム市での学校見学・聞き取りを踏まえて—

On Swedish Upper Secondary Schools Based on My Visitation in Stockholm

大手前女子短期大学・大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院
「研究集録」第17号（1997年12月発行）
抜刷

北川 邦一
KITAGAWA Kunikazu

スウェーデンの高等学校

—ストックホルム市での学校見学・聞き取りを踏まえて—

北川 邦一

目次

(一) 学校教育制度の概要	166
(二) スtockホルム市の教育行政と高等学校	170
(1) スtockホルム市教育行政	170
(2) スtockホルム市の高等学校	171
[1] 高等学校の学科(program)	171
[2] 学習教育内容	173
[3] 高校の学科の選択	177
(3) その他	179
(三) エンシェーデ・ゴードス高等学校	181
(1) 学科・学習内容	181
(2) 学校管理運営への生徒参加、その他	183
(四) ヘーグラン高等学校	184
(1) 学校・生徒の特徴、化学の授業など	184
(2) 学校の管理運営への父母参加、生徒参加	185
(3) 生徒会	186
おわりに	187
注	188

スウェーデンの高等学校

—ストックホルム市での学校見学・聞き取りを踏まえて—

On Swedish Upper Secondary Schools Based on My Visitation in Stockholm

北川 邦一
KITAGAWA Kunikazu

日本の政治経済社会全般の改革のためには、平和と人権と女性・高齢者・移民・子どもの権利、福祉、医療、環境で先進的と思われる北欧諸国から大いに学ぶべきだと思われるが、とりわけ教育改革でもそれが重要ではないか¹⁾。このように考え、1997年9月、ノルウェーとスウェーデンの学校と教育行政機関を訪ねた。

本稿では、そのうち、ストックホルム市労働市場・教育行政部と同市立高等学校2校の訪問を踏まえて認識し得たスウェーデンの高等学校を主とする教育状況について述べる。

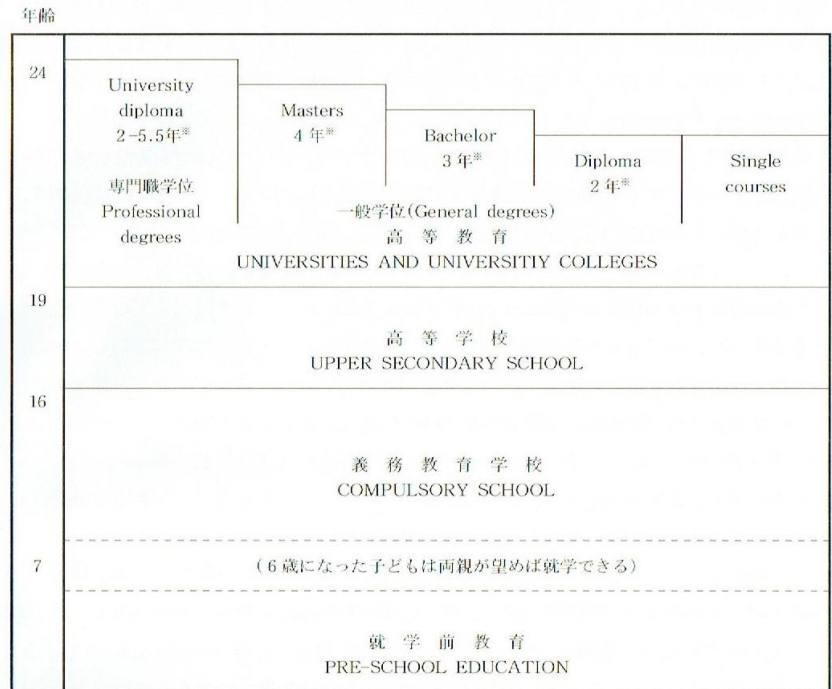
(一) 学校教育制度の概要

まず始めに、前提として、必要かつ筆者が理解する範囲で、同国の学校教育制度の要点を記しておきたい。

これについては、最近の改革を踏まえてその概要を総括した英文文献として、スウェーデン教育科学省発行冊子 *The Swedish Education System*²⁾がある。本節(一)は、基本的にこれに拠り、その他の資料や聞き取りによってそれを補足することとした(本節ではこの冊子からの出典頁は本文に括弧書きで示す。)

スウェーデンの学校教育系統図を示すと、次頁の図1のとおりである(p.1)。

義務教育及び後期中等教育については、1985年に制定された学校法(Skollagen(1985:1100)とその91年の大改正及び92、93、94年の諸改正によって基本が定められている(pp.18,28)³⁾。97年現在、義務教育は7歳から16歳までの9年間であり、基礎学校(grund skolan)で行われている(pp.18-27)。就学前教育については、85年に国会は、91年から1歳半以上の幼児全員の就学前教育を受ける権利を保障するという決定を行ったが、95年現在この目標をまだ達成していないコミューン(commun, 英municipality。市、町又は村にあたる地方自治の単位)もある(p.14)。なお、97/98学年度から、親が希望するならば子どもは6歳から基礎学校に就学することができるようになった(p.1及び聞き取り)。



出典: SWEDISH MINISTRY OF EDUCATION AND SCIENCE,
The Swedish Education System, Stockholm: 1995, P.1

^{*}最小限必要年数

図1 スウェーデンの学校教育系統図

後期中等教育は、従来、3年制のアカデミックな学校と概ね2年制の職業教育を主とする学校等で行われていたが、91年6月に一律3年制の高等学校に統一する改革が決定され95年に完全実施された。これにより、92年7月から20歳以下のすべての若者が無償で高等学校(gymnasium)で教育を受ける権利が保障されている(p.28⁴⁾)。なお、92年現在、義務教育修了後90%以上の者が直接に高等学校に進学し、そのうち90%近くが4年以内に高等学校の学習を修了している⁵⁾。

また、知的障害者に対して高等学校教育を提供することはコミューンの義務とされており、知的障害者のための高等学校には全国共通、コミューン特設および個人学科の諸学科が設けられている。これらの全学科は4年間の課程であり、最小限3,600時間の授業を保障されている⁵⁾。この授業時数は、一般の高等学校授業時数の自然・社会・芸術学科2,150時間、職業教育学科2,370時間よりはるかに多い。

なお、94年7月から、20歳を過ぎた者に対して高等学校のすべての科目が成人高等学校教育（英adult upper secondary education）の形で高等学校と同じ教授要目（syllabi）でコミュニケーションによって与えられており、学科所定の科目を全部修了した者は高等学校卒業証書を得ることができる。

教育課程については、その基本的価値と目標、ガイドライン等を国が定めている。一般の義務教育学校の新教育課程は97/98年度に完全実施され、聴覚障害・視覚障害及び言語障害の第10学年は98/99年度実施の予定である。高等学校、知的障害者のための高等学校、コミュニケーション立成人教育、成人のための国立学校及び知的障害者のための成人教育の新教育課程は、94年7月から実施されている⁶⁾。

高等教育は、1977年の高等教育改革により、伝統的な総合大学、専門大学の外、カレッジや様々な中等教育後教育機関が高等教育機関として位置づけられてきたが、93年7月、新しい高等教育法（Higher Education Act）が実施された。95年現在、国立施設として●大学（universities）6、●各地のユニヴァーシティ・カレッジ15、●single faculty institution 4、●ストックホルムに芸術ユニヴァーシティ・カレッジ7、●県立医療技術カレッジ26がある（p.38）。なお、私立大学は従来、ストックホルム経済大学1校であったが、94年7月から国立大学2校が新たに独立機関となった⁷⁾。高等学校修了後、約3割の者が直ちに高等教育機関に進学している（p.40）。92年の統計では学生数25万7,000（内、post graduate:15,800、under graduate:230,500、distance education通信教育:10,700）である（P.42）。生涯学習の思想と制度は同国の教育の特色をなしており、一旦就業してから大学に入学した学生の割合が大きいと見られる。85年の統計を参考によると、大学生15万8380人の構成は、24歳以下:38.2%、25-29歳:24.0%、30-39歳:25.0%、40歳以上:12.8%であった⁸⁾。なお、表1はストックホルム市の学歴水準別人口分布である⁹⁾。

表1 教育水準別人口分布（ストックホルム市 20-60歳 1993年）

	人 数		%	
	男 性	女 性	男性	女性
後期中等教育前	38,683	36,476	19	17
後期中等教育2年未満	48,787	57,537	23	27
後期中等教育2年以上	38,646	34,754	19	16
後期中等教育後3年未満	30,360	39,020	15	18
後期中等教育後3年以上	39,689	35,625	19	17
不明	11,639	8,910	6	4
合 計	207,804	212,322	100	100

Stockholms Stad, "Men and Women in stockholm 1995", p.21

学位については、大学の学部レベルの修業年限2年のディプロマ、3年以上の学士号、4年以上の修士号の一般学位のほか、修業年限が分野によって異なる医学、工学など特定の専門職に結びつく専門職学位がある。大学院レベルでは修業年限2～2年半のリサーチエイト、修業年限4年のPh.Dがある（pp.40-41。前掲図1参照）。

教員は、基礎学校の教員は総合大学または専門大学において養成される。従来、第1～3学年担当教員と第4～6学年担当教員とは異なる課程で養成され、第7～9学年の教科担当教員は総合大学または専門大学における学位取得者を対象とする1年間の教育理論・実践課程において養成されていた。88年から導入された新制度では第1～第7学年担当教員養成課程と第4～第9学年担当教員養成課程との2課程が設けられ、いずれも修業年限3年半～4年半である。また、後者課程の学生は教科学習を拡充することによって高等学校教員の資格も取得できるようになった¹⁰⁾。

高等学校の普通教科担当教員は、2ないし3の教科に関する学部レベルの学位取得の後に、1年間の教育理論・実践課程を履修していることが要件とされる。93年度からの新制度では学部レベルの学位取得が要件の高等学校教員資格取得のためには、2年間の主要教科の履修、1年半又は2年間のその他の教科の履修及び1年間の教員養成教育を受けなければならない。高等学校にはPh.D学位又はそれと同等の学位を要件とする教員資格もある。高等学校の職業教育科目は、経済学又は技術の学部レベルの上級学位を有する教科担当教員又は職業教育担当教員により行われる。職業教育担当教員養成は、当該職業教育分野に関する理論面と実践面の両方の教育を受け実務経験を有している者に対して、教員養成大学において教職関係の教育を実施することによって行われる¹¹⁾。

国の教育行政機関としては、教育科学省、学校庁、特殊教育庁、全国高等教育庁、全国奨学金庁がある。教育科学省は、政策立案、カリキュラムの指針作成、教育改革の進捗状況に関する追跡調査と評価、学生に対する奨学金の支給について責務を負っている。学校庁は初等中等教育及び成人に対する学校教育についての具体的施策の計画・実施とその評価、校長・教員の研修に関する調査研究を行っている¹²⁾。

地方自治制度は、1977年地方自治法の枠組を基本的に継承した1991年地方自治法に拠っている。地方自治体には、日本の市、町又は村に相当する一次的自治体である284のコミュニティ（commun）と、広域的二次的自治体である23のランズティング（landsting。以下、「県」とする。）との2種類がある。教育に関しては、高等教育・研究は国が管轄し、高校教育のうちごく一部の特定の職業教育課程及び障害者教育は県が管轄しており、義務教育、高校教育、及び成人教育等の学校教育はコミュニティ当局が直接に管轄している¹³⁾。各コミュニティ及び県の議会は、学校における教育活動が国の定める法令・指針等に従って行われているか否か、また教育活動を実施するための適切な環境が整備されているか否かについて監督を行うため、一つないし複数の委員会を設置している¹⁴⁾。

(二) ストックホルム市の教育行政と高等学校

ストックホルム市¹⁵⁾の教育行政についての聞き取りは、97年9月10日午後1時から午後3時過ぎまで2時間余り、市庁舎(STADHUSET) 1階の同市・業務訪問部(Technical Visit department)の長・ビルギッタ・ブレイラBirgitta Breile氏(女性)の執務室、扉にVISNINGSENHETENIN併せて英文でTechnical visitsと記された部屋でおこなった。

本節では、主としてストックホルム市における高等学校とそれに関する同市の教育行政について、記述の都合上、ここでの聞き取り・提供資料内容を基本とし、それに他の資料と前日に訪問した2校での聞き取り内容をつけ加えて述べる。

(1) ストックホルム市教育行政¹⁶⁾

同市教育行政についての説明・応対は、市の労働市場・教育局(英Labor Market and Education Division)のマリー・セールMarie Säll氏、及び、同局の権限に属する事務を遂行するストックホルム市労働市場・教育行政部(Stockholm-stad Arbetsmarknad-och utbildningsförvaltningen)の職員であるグニラ・ハリソン・ネレバドGunilla Harrysson-Nellevad氏(いずれも女性)から受けた。

ストックホルム市議会の構成は、97年9月現在、表IIのとおりである。議員選挙は国会議員選挙と同じに行われ、任期は4年である。

現在の与党は、社会民主労働者党(以下、社民党と略す。)、左翼党、環境党である。

議員が構成する市議会City Councilの議決によって政策決定が行われる。市議会の立案は、各政党の議員勢力に比例して選ばれる常任委員会(City Executive Board, 13人)が行う。

97年現在、市業務は8つの部門に分けられており、このうち最重要部門である財政部門の長が市長(Mayor)であり、その他の7部門(財政、都市計画、道路・建築、文化・スポーツ、労働市場・教育、社会福祉、環境・青少年、生態循環(eco-cycle)の各長が副市長(vice mayors)

である。市長及び副市長は、全日制の職業政治家(full-time professional politicians)であり、4年任期で市議会が選任する。市長及び副市長は議員であってもなくてもよい。市長と副市長で「市長会議」(Council of Mayors)が構成される。市長は、市長会議及び市議会常任委員会の議長である。現在の市長は社民党のMats Huth氏である。上記8つの

表II ストックホルム市議会政党別議員数(1994年9月選挙による)

社会民主党	37	与党56
左翼党	11	
環境党	8	

極健党	29	野党45
人民党リベラリスト	9	
中央党	5	
ストックホルム党	2	
計	101	

出典：ス市・行政管理局発行資料
「ストックホルム市行政のあらまし」
1997年6月

部門には各11-13人の委員(政党が選び、うち各数人は議員、他は専門家)が構成する委員会が設けられ、各部門の政策決定はその委員会で行われる。

労働市場・教育部門の政策決定は、労働市場・教育委員会が行う。現在は社民党、左翼党、環境党が連携して市議会与党政権を構成しているから、基本的にはこれらの政党の政策が実施される。労働市場・教育部門担当の副市長は社民党のラルス・ロードLars Radh氏である。ストックホルム市教育について、前半、政策面を重点に私たちに説明してくれたマリー・セール氏は社民党の顧問であり、ロード氏の下には同様の顧問があと2人いる。彼らの立場は選挙による政党への信任にかかっている「政治家」である。後半、高等学校制度や統計を主として説明してくれたグニラ・ハリソン・ネレバド氏は「政治家」ではなくて上記の市議会常任委員会や市長会議や市長、副市長の下で行政を行う職員である。

ストックホルム市は人口約70万人(94年)で規模が大きいので、97年1月から24の区に分け、各区に区議会を置き、区議会は規模に応じて11~13人の代議員で構成し、代議員は各政党が推薦し市議会が任命する。区には長が置かれ区議会の決定が実行されるよう責任を負う。

市発行リーフレットには区議会の権限として28項目があげられており、その中には、●児童福祉●学校生徒福祉●特別な必要のある子のための教育、母語教育を含む基礎学校教育●6歳児就学前教育●学校保健●青少年リクレーション・センター及び青少年のためのその他のリクレーション活動、などの教育関係項目が含まれている。

(2) ストックホルム市の高等学校

[1] 高等学校の学科(program)

98年度、義務教育修了後ストックホルム市の生徒が進学する高等学校(Gymnasieskolor)としては、市立高校23校、市立鑑高等学校1校、農業教育高等学校3校(自然利用学科2校、庭園科1校)と養護高等学校6校を合わせて県立学校(Landsingskommunalskolor)9校、私立高等学校(Fristående Gymnasieskolor, 直訳すれば「自由設置高等学校」)11校がある¹⁷⁾。

この外に、コミュニケーションの成人教育(komvux)を専門に行う市立の成人高等学校(vuxengymnasium)が2校ある。ちなみにこの2校の定員合計は5,400である。成人高等学校教育は、この外いくつかの一般の高等学校でも行われている¹⁸⁾。

日本の高等学校の「学科」にあたるスウェーデンの高等学校の学習教育上の大区分は、現在のスウェーデンでは“program”である。

表IIIは、労働市場・教育行政が高等学校案内で示している同市における高等学校の学科(program)一覧である¹⁹⁾。

表III ストックホルム市における高等学校の学科

国の定める16学科（太字）とその細分学科（●印）及びストックホルム市独自設置学科（◎印）

幼児・リクレーション科 （細分科なし）	建築科 ●建築板 ●家屋・施設 ●絵画	電気科 ●オートメーション ●電子 ●装置設定 ◎節約を伴う電子	エネルギー科 ●エネルギー ●航海術 ●VVS
芸術科 ●美術・造形 ●音楽 ●舞踊・演劇 ◎音楽商業/商業音楽	車両科 ●飛行機 ●4輪車 ●車両技術 ●輸送	商業・経営科 （細分科なし）	手職科 ●手職 [※]
ホテル・レストラン科 ●ホテル ●レストラン ●大規模家政 Storhushåll	工業科 ●工業 ●プロセス Process ●紡織・製服 ●木工	食品科 ●パン職・菓子職 ●製肉・肉屋	メディア科 ●情報及び広告 ●出版メディア
自然利用科 （細分科なし） ◎動物保健 Djувård	自然科学科 ●自然科学 ●技術学	保健科 Omvårdnad ●保健 ●歯科保健	社会科学科 ●経済学 ●人文学 ●社会学 ◎EU関係調整

出典 98/99年度用生徒向け学校選択案内冊子:STOCKHOLM-STAD Arbetsmarknad och utbildningsförvaltningen, *Vad ska jag välja?*, 1997, sidan 7.

※注 実際は多数の手職に分かれている。

高等学校の学科については、国が16の全国的学科(de nationella programmen)（強調文字で示した。＝引用者）とその細区分である“gren”（●印。以下、「小学科」と記す。）のシラバスを定めている。16の全国的学科のうち、高等教育進学向けは自然科学科と社会科学科(直訳すれば、社会についての学)の2つであって、残りの14は職業教育の性格を持っている。従来職業教育向け後期中等学校は2年制だったが、新制度で一般教育学校と職業教育学校が全部3年制の高等学校として統一されたのは、現在の労働市場が生徒が理論的学習をしていることが必要としているからであるという。ストックホルム市では、職業教育学科に進む生徒は約3割である（後掲表IX、参照）。

国の定めには、全国的学科の外に、地域的学科(lokal program)の制度があって、コミュニケーションは地域的に特色のある学科を設けることができる。それが16学科のいずれかの基準に合っていれば、その学科の地域的小学科(lokal gren)として認められる。

ストックホルム市では、98/99年度、表III中の◎印の4つの地域小学科が置かれる。他

面、ストックホルム市には、例えば、●飛行機科(交通機関科)はないし、自然利用科は地域学科の動物保健科以外はない。飛行機や森林を学ぶには生徒はウプサラ市にゆかなければならない。

また、高校には、個人学科(individuellt program)の制度があって、これには国のレベルで定められた目標による指示は何もなく、期間も学習内容も様々でよく、学習計画は生徒個人の必要に応じて定められる。どの学科に進むか決めかねている生徒が様々な学科の科目を試みに学んでもよいし、義務教育内容の修得が不十分で通常の高校での学習が困難な生徒が学んでもよい²⁰⁾。ここで1年学んだ後、高校の通常学科に進んでもよいし3年間この課程で学んでもよい。個人学科は、ストックホルム市立高校23校のうち17校で設けられている。

市はまた、“ITK”という外国からきて2年間スウェーデン語を勉強してきた生徒のための教育課程も設けている。

ストックホルム市にある特徴的な高校としては、バレエ(舞踊)学科をおいている高校(RIDDARFJÄRDSSKOLAN/SVENSKA BALETTSKOLAN)、音楽教育に特長を出している高校(SÖDRA LATINS GYMNASIUM)、レストランとホテルの学科だけという高校(STOCKHOLMS HOTELL- OCH RESTAURANGSKOLA)などがある。

高校は、各学校に対して年間1人当たりいくらかというように市がお金を出して各学校が運営している(経常的経費のことか。未確認。)。97年は6万クローナである。

職業高校は特長を出そうと努力している。また、多くの学校は競争している。

私立高校もあるが、生徒比率は非常に少ない²¹⁾。基準を満たすものにはコミュニケーションから助成金が出される。

なお、高等学校には3年間勉強した後、高校で続けて勉強できる課程もある。いちばん短い課程で1年である。特にコンピュータではそのような課程が必要とされている。

[2] 学習教育内容

高等学校の授業時間は3年間で、自然科学、社会科学、芸術の諸学科で2,150時間、その他の職業教育学科で2,370時間、また、そのうち全学科が共通に履修すべきコア科目(körnämnen)の授業時数を表IVのとおり、国が定めている。表V、表VI、表VIIは、コア科目を含めた主な学科の授業時数のより細かい規定である。表Vで、個人選択科目(Individuella val)とあるのは生徒各個人が選ぶ科目である。地域的付加又は科目認可実践(Lokalt tillögg el. ämnesankn.praktik)は、各コミュニケーションが国

表IV コア科目
(単位は時間。高等学校の授業の1単位時間は60分。)

スウェーデン語	200
英語	110
社会科学 [※]	90
数学	110
宗教学	30
自然科学	30
保健体育	80
芸術活動	30
合計	680

資料提供:ストックホルム市労働市場・教育行政部

※注 正確に訳すと「社会科学」というよりは、むしろ「社会についての学」

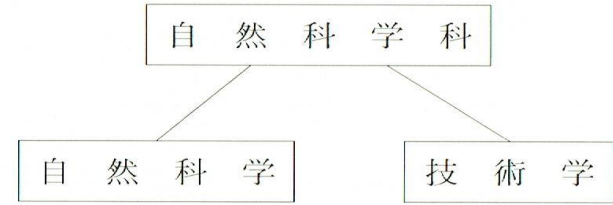
の基準以外に付け加えて定める地域的必修科目などであり、特別学習(Specialarbete)は、生徒が論文ないしがレポートなどをまとめる科目である。

表V 高等学校学科 時間計画
(高等学校の1授業単位時間は60分。)

科 目	芸術科	自然科学科		社会科学科			その 他 科
	時間数	自然科学	技術学	経済学	人文学	社会科学	
スウェーデン語又は第2言語としてのスウェーデン語	200	200	200	200	200	200	200
英語	150	150	150	150	150	150	110
社会科学	90	90	90	90	90/200	300	90
宗教学	30	30	30	60	60	60	30
数学	150	300/240	300/240	200	150	200	110
自然科学	30	30	30	100	100	100	30
保健体育	80	130	80	130	130	130	80
芸術実践	30	30	30	30	30	30	30
歴史	80	80	80	80	190	190	
哲学		40/0		40/0	40	40	
心理学		0/40		0/40	40	40	
地理学				50		140	
言語2		190	190	190	190	190	
言語3				0/190	190		
ラテン語(一般的言語知識を含む)又は言語4					240/190		
人文学又は社会科学上級					60/0	60	
物理学		220	220				
化学		180	140				
生物学		110	50				
技術学		60	270				
環境学		0/60	0/60				
芸術科目	990						
経済学科目				510/320			
職業科目							1,370
個人選択科目	190	190	190	190	190	190	190
地域的付加又は科目認可実践	110	100	80	110	80	110	110
特別学習	20	20	20	20	20	20	20
合 計	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,370

資料提供：ストックホルム市労働市場・教育行政部

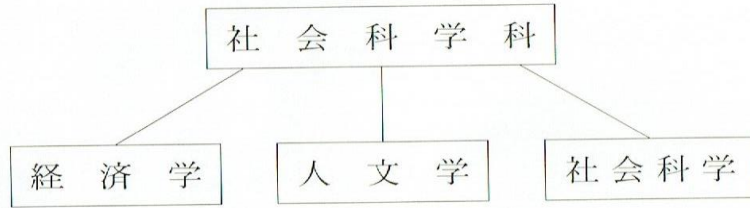
表VI 自然科学科時間計画



科 目	自然科学小学科		技術学小学科	
	コ ー ス	時 間 数	コ ー ス	時 間 数
スウェーデン語又は第2言語としてのスウェーデン語	AB	200	AB	200
英語	AB	150	AB	150
社会科学	A	90	A	90
宗教学	A	30	A	30
数学	A-E	300/240	A-E	300/240
自然科学	A	30	A	30
保健体育	AB	130	A	80
芸術実践		30		30
歴史	A	80	A	80
哲学		40/0		
心理学		0/40		
言語2	AB	190	AB	190
物理学	AB	220	AB	220
化学	AB	180	A	140
生物学	AB	110	A	50
技術学	A	60	A-C	270
環境学		0/60		0/60
個人選択		190		190
地域的付加又は科目認可実践		100		80
特別学習		20		20
合 計		2,150		2,150

資料提供：ストックホルム市労働市場・教育行政部

表VII 社会科学科時間計画



科目	経済学小学科		人文学小学科		社会科学小学科	
	コース	時間数	コース	時間数	コース	時間数
スウェーデン語又は第2言語としてのスウェーデン語	AB	200	AB	200	AB	200
英語	AB	150	AB	150	AB	150
社会科学	A	90	A/AB	90/200	ABC	300
宗教学	AB	60	AB	60	AB	60
数学	ABC	200	AB	150	ABC	200
自然科学	AB	100	AB	100	AB	100
保健体育	AB	130	AB	130	AB	130
芸術実践		30		30		30
歴史	A	80	AB	190	AB	190
哲学		40/0		40		40
心理学		0/40		40		40
地理学	A	50			AB	140
言語2	AB	190	AB	190	AB	190
言語3	AB	0/190	AB	190		
ラテン語又は言語4				240/190		
上級人文学又は社会科学				60/0		60
経済学科目		510/320				
個人選択科目		190		190		190
地域的付加又は科目認可実践		110		80		110
特別学習		20		20		20
合計		2,150		2,150		2,150

資料提供：ストックホルム市労働市場・教育行政部

表VIIIは、学科によって履修科目の学習内容が異なる例を示したものであり、数学の場合はこのようにA、B、C、D、Eの学習コース(kurser)が設けられている。このような各学習コースのシラバスも国が定めている²²⁾。

表VIII 学科（・小学科）による数学履習の区別

芸術科	自然科学科		社会科学科			その他の学科
	自然科学	技術学	経済学	人文学	社会科学	
A	A	A	A	A	A	A
B	B	B	B	B	B	
	C	C	C		C	
	D	D				
	(E)	(E)				

資料提供：ストックホルム市労働市場・教育行政部
 数学にA～Eの5つのkurseがある。この限り、わが国の「教科」としての数学に「科目」としての「数学I」「数学II」等があるのに似ている。

[3] 高校の学科の選択

高等学校の設置・運営は特定の分野の職業教育学科を例外として、コミュニケーションの権限である。ストックホルム市労働市場・教育行政部は、98/99年度進学の学校選択のため、生徒に向けてA4判50頁の *Vad ska jag välja?*（「何を私は選ぶべきか」）と題する高等学校学科案内冊子²³⁾を作成している。これは主としてストックホルム市立高校の案内であり、[1]に既述の市立高等学校24校、県立学校9校、私立高校11校の一覧を載せている。ちなみに、最終ページの私立学校（自由設置高等学校）の一覧の標題のすぐ下には「これらの学校も君は選ぶことが出来る。もっと情報が必要ならそれぞれの学校に尋ねなさい。」と書かれてあり、ヴァルドルフ学校3校、3つの国際学校とともに、国の定める商業・経営科、芸術科、社会科学科、自然科学科、工業科学科などの1つあるいは2つをおく5つの学校の所在地、設置学科が紹介されている。同労働市場・教育行政部は、また別に、各高等学校案内を一冊にまとめた *STOCKHOLMS GYMNASIESKOLOR*（変形B5判32頁）も発行している。

それでは、生徒各人が望む高等学校・学科への入学希望は満たされるのであろうか。日

表IX 高等学校学科・コース別進路集計

ストックホルム市立高等学校
1997年度最終入学

コード	学科・小学科等	定員	全希望	第1希望	入学数	うち女子入学者	女子比率	欠員
BF	児童及びレクリエーション科	211	260	123	163	115	71%	48
BP	建築科	96	127	41	72	5	7%	24
EC	電気科	237	442	231	237	2	1%	
EN	エネルギー科	117	209	104	117	7	6%	
ES-028	芸術科職業音楽	57	240	142	57	24	42%	
ES-DA	芸術科ダンス	12	43	20	12	12	100%	
ES-DT	芸術科ダンス・演劇	164	306	154	164	121	74%	
ES-KF	芸術科絵画・造形	151	291	136	151	100	66%	
ES-MU	芸術科音楽	32	49	15	32	15	47%	
FP	車両科	171	256	141	171	4	2%	
HP	商業・経営科	318	584	241	318	141	44%	
HR	ホテル・レストラン科	489	914	471	489	217	44%	
HV-FL	手職科栽培	13	98	42	13	13	100%	
HV-FR	手職科理容師美容師	94	248	144	94	90	96%	
HV-GU	手職科金細工	13	41	22	13	12	92%	
HV-SK	手職科仕立て屋	29	76	30	29	28	97%	
HV-TA	手職科壁張り	14	28	10	14	12	86%	
HV-ÖV	手職科その他	2	3	2	2		0%	
IB	バカロレア寄宿生	22	40	33	22	10	45%	
IP-IN	工業科工業	14	28	9	14	3	21%	
IP-TA	工業科木工	46	66	32	46	2	4%	
LP	食品科	68	218	56	68	53	78%	
MP-IR	メディア科情報・広告	144	436	184	144	61	42%	
MP-TR	メディア科印刷物	54	160	49	54	16	30%	
NP-03	自然利用自動物保健	94	245	146	94	82	87%	
NV	自然科学科	1,416	2,042	1,256	1,416	537	38%	
NV-4AR	自然科学科4年制	27	71	37	27	8	30%	
NV-E	自然科学科英語基礎	55	94	22	55	30	55%	
NV-FL	自然科学科女子	31	76	45	31	31	100%	
NV-FO	自然科学科研究コース	49	188	131	49	31	63%	
NV-MU	自然科学科音楽指向	60	132	84	60	35	58%	
NVE	自然科学科英語指向	46	250	141	46	30	65%	
OP	保健科	56	86	35	51	44	86%	5
SM-SMI	社会科学科特別コース	89	216	97	89	64	72%	
SMR01	職業ダンス	32	31	30	31	21	68%	1
SP	社会科学科	1,848	3,024	1,718	1,848	1,050	57%	
SP-02F	社会科学科EU英仏語	14		16	14	10	71%	
SP-02E	社会科学科EU英独語	17		5	8	7	88%	
SP-02F	社会科学科EUフランス語	28		58	28	25	89%	
SP-02T	社会科学科EUドイツ語	27		43	27	25	93%	
SP-E	社会科学科英語基礎	28		19	28	24	86%	
SP-MU	社会科学科音楽	28		48	28	21	75%	
SPE	社会科学科英語	45		95	45	33	73%	
合計	学科	6,568		6,458	6,471	3,171	49%	

(注) 欠員欄以外の空欄は、合成元の方の表の欠欄項目。 資料提供：ストックホルム市労働市場・教育行政部

本のように激しい受験競争や不本意入学などは生じていないのだろうか。

表IXは、ストックホルム市における97年高校入学に関する労働市場・教育行政部の“Sammanställning samtliga studievägar”（全進路集計）と“Andel flickor”（女子比率）と題する2枚の資料から抜き書き合成したものである。「全志願者」欄は第2希望も（ことによると第3希望も？）含めた数のようである。これによると、入学者の全志願者に対する比率は、コードNVの自然科学科で1416/2042≒69%、コードSPの社会科学科で1848/3024≒61%となる。この点を探ねると、グニラ・ハリソン・ネレバド氏の答えは、次のようなものであった。

生徒は2月に進路希望を第3希望まで書いて提出する。

希望が多い学科に対しては、定員を増やすなどして大体第1希望に入れるようにしており、少なくとも第2希望まで含めるとはほみんな希望の学科に入学している。現在は、工芸や理容師・美容師のコースが人気がある。

16歳という年齢では自分の進路を決めることは難しく、友達が行くから自分もその学校・学科に行くというようなことも多いのだから、必ずしも当初希望どおりの第1希望に進学できなくても構ねそれでいいのだ。

単なる自然科学科や社会科学科でなく英語でそれを学ぶとかいう特別の小学科など（表中コードNV-FO、NV-MU、NVE、SP0-2F、SP-02T、SP-MUなどか。）、第1希望で定員を超える学科の入学では、やはり中学校での成績が決定要因になる。

国も教育行政機関も生徒ができるだけ自然科学科に入ることを望んでおり、この方面に進めば仕事も多くある。

自然科学科に入ったが学業についてゆくのが難しい生徒が社会科学科に変更することもできる。

学力が不足しているのにどうしても自然科学科に入りたいという生徒向けには4年制の自然科学科（表IX中のコードNV-4AR）も用意されており、個人学科で1年間学力をつけてからでも入学できる。

それに20歳を過ぎて例えばどうしても歯医者になりたい人は、必要なら成人のための高等学校から学び始めることができ、スウェーデンでは学習はいつからでも可能である。

なお、スウェーデンの義務教育は現在のところ7歳入学で9年間であるから、それを終えて16歳以上で高校に入学して4年間就学すると20歳を過ぎることになる。

(3) その他

以上の外、同市の教育についてセル氏から次のような説明を受けた。

①学校教育の目標はコミュニケーションが定める。そのためストックホルム市労働市場・教育委

員会では、*Skolplan för Stockholm 1995-1998* を作成した。これに基づく市の目標が達成されたかどうか、結果を評価してゆくことが重要である。

②市の労働市場・教育部門が目標を定めて校長に指示をし、学校では校長が責任を持つ。

③生徒の学校参加が大事であり、生徒が小さいときほど重要である。スウェーデンの教育では、生徒が選択できる機会を与えることを重視しており、選択は、どのような教育内容、どのような学習方向、どのような学校を選ぶかということを含んでいる。しかし、選択では優先順位が問題であって、社民党は近くの学校に行くことを重視しており、それは社民党の政治的決定である。

④教育予算は年10億クローナ、労働市場・教育部門で20億クローナである。(1クローナ=15.9円。97年9月10日現在。)

⑤ストックホルム市の高校生は、97年9月現在、3学年合わせて1万9,401人である。21世紀にかけて高校生が一時的に5万7千人増えるが(全国で?)、再び減少する。ストックホルム市であと5つの高校が必要になる。今の市の予算ではそれに対応することが困難である。

⑥教師の給料が安かったがそれを今、上げていっている。ところが今、予算は全体として減らさなければならない。

上述の外さらに、ハリソン・ネレバド氏から次のような説明を受けた。

⑦学校への父母参加に関しては、ヘンモ・スコラン(“hem och skolan”か? 英訳すると“Home and School Committee”になるという。)が各学校にあり、ストックホルム市内24の各学校区にもその組織体がある。全国会議もある。この会議には法的な権限はない。

⑧高等学校の生徒会は各学校にあり、生徒会を束ねる全国機関もある。各学校に生徒会を設置するべきだと定めている法規はない。法律では生徒は民主主義に基づいて教育でられるべきだと定めているだけである²⁴⁾。

⑨高等学校の標準的な規模は、概ね生徒数850人~1,000人である。ヘーグラン校は高校としてはいちばん小さく定員160人、一番大きいセント・エリクス高校は1,650人である。

⑩教育条件に関する統計は統計担当部局が扱っており労働市場・教育局にはないが、生徒/教職員比は、概ね、1,500人の生徒に対して100人の教職員がいる。

高等学校の一学級の生徒数は30-32人である。その通常の学習教室は60㎡、天井の高さは2.7mと定められている(一般家屋は2.4m)。

⑪現在ストックホルム市の教育で課題となっていることは、基礎学校、高等学校とも校舎を改善することである。

⑫基礎学校では、モデル校を作って新しい教育方法を開発している。特に、授業の中にインターネットを取り入れることである。インターネットを活用している学校は、学習が

よく進んでいる。これに関して、年輩の教員の中には「字を書かなくなる」「本を読まなくなる」などという抵抗がある。年間約1億クローナを投資して設備改善をしていっている。

(三) エンシェーデ・ゴードス高等学校

エンシェーデ・ゴードス高等学校(Enshede Gårds Gymnasium)は、ストックホルム中央駅の南方約5kmのエンシェーデ・ゴードス地域にあり、職業教育を主とする学校である。9月9日9時半にこちらを訪問し、まず、Ulf Jonsson(ウルフ・ヨソソ)氏から職業教育を重点にスウェーデンの高等学校と当校の教育について説明を受け、その後同氏の案内で実習授業を含めて見学させていただいた。同氏は、学習を中心に担当する副校長ないし教頭に当たる職にある。実習担当の教員からも話を聞かせていただいた。ヨソソ氏のかかなり丁寧な説明の一般的な部分の多くは既述に取り入れた。以下では、エンシェーデ高校に固有の事柄を主とし、その他、既述と重複しない内容を記す。

(1) 学科・学習内容

歴史的には職業教育と進学向けの高等学校とは制度的に別の学校であり、エンシェーデ高校は古くからの職業学校だった。90年代の始め総合の高等学校制度に改善され、それに伴い、従来、スウェーデン語で“linje”(リニエ。英語のlineにあたる語。)と言われていた後期中等教育の課程の種別が、近代的な“program”という概念に置き換えられた。(本稿では、これを原則として「学科」と記す。)

エンシェーデ高校には、次の学科がある(括弧内は、学科の細区分=gren(小学科)またはさらにその細分コース。生徒数は1学年あたり。)

- 車両科(車両) 16人×4クラス=64人
- 手職科(理容師・美容師養成) 32人×2クラス=64人
- 工業科(木工) 16人=1クラス
- 食品科(パン職及び菓子職、並びに、製肉職及び肉屋) 18人×4=72人
- 個人学科

また車両科、パン職・菓子職を補充する次の特別の課程がある²⁵⁾。

- 車両電気技術(PU)1年間の課程
- パン職・菓子職(PU)1年間の課程

また、障害者のための特殊クラスもある。

●98/99年度から自然利用科(動物保健)が設置される。

●生徒は特別課程PUも含めると約800人、教職員数は80人、うち通常教員外の職員は給

食5、清掃3、事務的職員5、用務員2、副校長2、パート教員2など20人である。

エンシェーデ高校には、訪問した本校の外に、次の3つの分校がある。

- 500m程はなれたところにある障害者特殊クラスと車両科中心の分校
- グローベンの駅の近くにある食品科の製肉小学科の分校
- 5kmほどはなれたベストファイヤーの電話会社エリクソンの近くにある移民・外国人のための特別学科と個人学科の分校

生徒は必要に応じて本校と分校を行き来して学んでいる。

職業教育を主とする高等学校での学習科目は、一般には既述の表Vの最左欄のように定められている。それを概括すると、コア科目680時間、職業科目1,370時間、個人選択190時間、地域付加実践110時間、特別学習20時間、合計2,370時間である。

職業科目時間の中、3年間で360時間（15週間）が学校外社会での実習と定められている。

職人になるには昔は職場で見習いをしてきた。

今は、その基本の相当部分を学校で教育して資格がとれるようになっている。

実際、見学した木工、パン製造、菓子製造の実習設備・器具・状況、できあがった椅子や室内家具、パンや菓子を見ると、素人判断ではあるが、概ね生徒は基本的な製品を作り得るところまで学習しているようであった。

ただし、資格証明は関係業界が認めて出す。高校卒業生がはじめてとれる職業資格はジセル（Gesällbrev）である。そのあと経験を積んでマスター（Mästerbrev）がとれる。パン職の場合は、この学校での3年の学習の後1年の現場実習を経てジセルがとれる。木工、理美容も学校を卒業して企業で見習いをして資格をとる。木工のジセル取得のためには、大体210時間から500時間で作品を作る。

食品科は、1年目は共通で、2年目にパン・菓子小学科と肉・ソーセージ小学科に分かれる。前者のうち菓子は3年学習の後1年の特別コースがあってその学習で資格がとれる。他は学校には特別コースはなくて、就職して働きながら資格修得を目指す。

車両科も2年目から乗用車と大型トラックに分かれる。

職業のための学科学習では、例えばパン職人になる課程では、原料の研究、燃料の効率的な使用、衛生管理などについて学習する。学習内容は、学科（program）毎に国の基準で定められている。

エンシェーデ高校で生徒各個人が選べる個人選択科目“Individuella val”には、例えばパン・菓子科ならチョコレートとかキャラメルとかの科目がある。110時間の「地域的な付加又は科目認可実習時間」（表Vの下第3行参照）というのは、生徒が選ぶのではなくて教師がこれは生徒が弱いなどと判断して定める。

パンや菓子、木工製品は、3年生以上の生徒が作ったものは売ってよいことになっており、実際パンと菓子はこの学校に売店を設けて実費で安く売っていた。理容師・美容師の

コースでは2、3年生はお客をとつてもいいことになっており、年金生活者などが利用する。結果的には「練習台」のようになることもあるという。

木工は、家庭用内装品・家具の製作を主としていた。今、スウェーデンの青年には、手作りを主とするこの分野の仕事は割合好まれている、また、この分野のスウェーデン家具はイケヤなどを通じて輸出もされているということであった。実習室には、本格的な作業機械が備えられており、生徒は図面を与えられて製品を作れるようになることが求められている。なお、木工実習の指導教員は彼自身が工場をもっており、職業資格を持ってそこで工具も教えていた。その経験ののち大学で教職のための学習をして教員になったという。計算など生徒にもっと学力が必要と思われることもあるが、生徒は遅刻が多いなどいろいろ問題はあがる喜んで学習しており若者に教えるのは楽しい、ということだった。

理容・美容の実習室と準備室では、日本のやや大きい方の理容店くらいの室に本式の鏡、パーマの設備等を備えた理美容席が10程備えられており、準備室の棚には実習用の顔人形やかつらが100～200程用意されている。このような理美容実習室が、生徒3学年6クラスに対して見学した2つの外にさらに2つあるという。

（2） 学校管理運営への生徒参加、その他

上述の外、エンシェーデ高校での見聞内容を列挙すると次のとおりである。

①学校管理への生徒参加の組織としては、学校会議（skolkonferens）がある。校長を補助する機関であって敢えて英語でいうと“advisory committee”になる。法的な権限はない。校長が主宰し教員代表2、教員外職員代表2、生徒代表2で構成している。生徒代表は生徒会で選んでいる。

そこで生徒代表が出てくる要求は、例えば、給食を良くせよ、とか1週間のうち5日ピザにして欲しいとか（笑いながらの副校長の言。）、飲物の自動販売機を設置せよとかで、学習内容に関する要求はあまりない。

②日本の高校の文化祭とか体育祭などというような生徒が自治的に行う活動は、「オープン・ディ」以外にはない。オープン・ディは、生徒、教職員が協力して学校の様子を紹介する日で、この日には中学校の生徒や在校生の親、卒業生も来る。今年は11月15日、午後2時から8時までを予定している。

③学校の給食は無償である。菜食主義とか、宗教的理由を別とすると定まった食事内容は全員一律である。一人当たり3万5,000～4万クローナかかっている（年間？）。給食費は、義務制学校では無償と法定されているが、それ以外では無償義務規定はない。ストックホルム市では無料であるがコミュニティの決定によって徴収することができ、実際に徴収している例もある。

④高校教育の「無償」は、職業教育の実習教材費・材料費等を含めて、無料だというこ

とであり、高等学校教育を受けるために生徒や親が負担する費用は一切ない。教科書などは貸与制になっている。ただし、6 km以内の通学のための交通経費は、個人負担である。

⑤エンシェーデ高校の理容師・美容師科で学んでいる男子生徒は2人しかいない。菓子づくりも大部分は女子である。逆に木工科には女子はほとんど在籍していない。

⑥この学校に入学した生徒が当初の学科の課程を修了している率は、おおよそ90%である。しかし、当初の学科を諦めた生徒に対しては、個人学科など、受け皿はある。20歳までの者の学習は学校がカバーする。

(四) ヘーグラン高等学校

9月10日9時半、ストックホルム中央駅の西北西約8 kmのBromma地域にあるヘーグラン学校 (Höglandsskolan) を訪ねた。手違いがあって見学が徹底していなかったが、グニラ・セダストレム校長 (Rektor Gunilla Söderström) は教員会議のある忙しい中を時間を割いてよく説明し、化学の授業を見学させてくれた。同校での見聞は、既述との重複を省けば、次のようである。

(1) 学校・生徒の特徴、化学の授業など

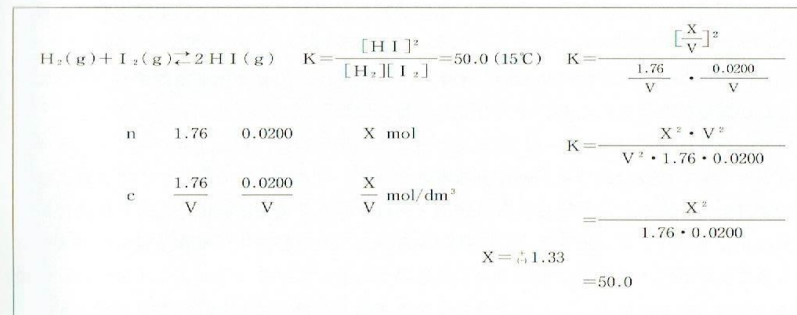
ヘーグラン校は、基礎学校と高等学校の両課程を備えている学校であり、このような学校はストックホルム市では当校だけ、全国でも公立学校では唯一である。1931年の学校創立の時からこういふ形で始まっており、それを良いと考えて現校長も引き継いでいる。基礎学校は地域の生徒が来ており、高等学校は全市からきている。生徒数は全校で460、高等学校だけの定員は160である。学童保育や6歳児保育※の保母、給食係等も含めて教職員は60人であり、このうち教員は40人である (※前記のように、スウェーデンでは現在6歳児から基礎学校に就学することができ、この学校では日に午前中3時間ほど勉強をし、あとは学童保育にしている。)

校長によれば、基礎学校から高等学校まで生徒の年齢幅が大きくて子どもの成長の様子が良くわかることや、教員が研究熱心で研究方法に興味をもって教育に当たっていることがこの学校の良い点であり、生徒は安心感をもって学校にきている。敢えていえば同じ学校にばかり来ていることに問題もある。一般的にいうと、社会的変化としては親の労働時間が長くなってきており、親子の接触時間が少なくなってきていることから子どもの成長上の問題が生じ易くなっている (なお、スウェーデンでは、夫婦の気持ち合わないと簡単に離婚するが、これが子どもには深刻な影響を与えているという。)。幸いこの学校は、周辺は高所得者の多い地域であり、生徒間に麻薬や暴力の問題は起こっていない、という。

ヘーグラン高等学校には、自然科学科と社会科学科がある。

教育の特長としては、一つは、芸術教育に特徴を出しており、芸術活動 (Estetisk verksamhet。音楽も含む。) の時間を190時間にしている。もう一つは、国際化を重視して、環境教育と国際政治の教育に力を入れている。そのため、3年生はブリュッセルに行つて学んでいる。

見学した化学の授業は、自然科学科の2年生の授業で、受講生徒数は19名であった。教員は、教壇の机で大きな二つの試験管に不均等にいった赤茶色の液を大きな2つのスポイトで交互に少しづつ入れ替えてゆく。よく理解できなかったが、一定の温度の下での水素、窒素、アンモニアないしヨードの反応が平衡に達するようなことの問題らしかった。教員が黒板に書いていた式は図IIのとおりであった。



図II 化学の授業の板書 (97年9月10日 ヘーグラン高校自然科学科2年生)

担当教員によると、この化学の科目は週に3時間行われている。自然科学科は1学年1クラスで1年入学時は30名から32名である。学業についてゆけない子は数名だけれど社会科学科に変更する、この学年は特に少なくなっているという。

(2) 学校の管理運営への父母参加、生徒参加

この学校には、学校運営上の父母参加、生徒参加の委員会がある (正確な原語は未確認なので、さしあたり、通訳者の訳語「運営委員会」によって「学校運営委員会」としておく。)。学校運営の法的権限は校長がもっており、学校運営委員会の役割・性格は、その相談に乗ったり助言をしたり意見を述べたりするものであり、英語では“advisory committee”ともいうべき、要するに校長の補助機関のようである。この種の委員会の設置は教育法で定められていると言う。

この学校の学校運営委員会は、校長と副校長、父母代表3名、教員代表3名、生徒代表

2名の計10名で構成されている。

生徒代表は、中学生代表1人、高校生代表1人であり、生徒会で選ばれている。（基礎学校の上級3学年“högstadiet”とそれより下級の学年とは実際にも概念上も区別されているので、便宜上、それぞれの生徒を中学生、小学生とすることにしておく。）

父母代表は父母会の委員会で選ばれている。父母会は、年間70クローナの会費を払って会員になる任意加盟の団体であり、この学校の460人の生徒の親のうち約300人、約2/3が加入している。父母会に法的な権限があるわけではないが、校長は父母との関係を重視して月に1回は参加して話をしている（この父母会の根拠法規条文及び(二)の(3)の⑦に既述の「ヘンモ・スコーラン」との異同は未確認。）。

学校運営委員会の議題は、①学校予算、②教育のテーマ・内容、③年間計画などである。②は教育の方法などは議論せず、もっと総合的なことであり、③については大筋は法規で定まっている。

教育内容については、国際化とか、来年ストックホルム市を文化都市にすることへの対応とかが議題になっているが、大きな意見の対立はない。

最近の討論内容で議論になった重要なことには、後任校長人事と予算がある。

セダストレム校長は、近々、転任する事になっていて、聞き取り前日の9月9日、学校運営委員会の会議があって後任校長の審議・面接をした。通常は転出する校長に後任についての発言権はないが、セダストレム氏の場合、たまたま転任先の職が校長の人事権を有する教育行政職なのでその面接を主宰したものである（ストックホルム市の場合、学区に校長の人事権がある。）この校長候補の審議・面接・試問に運営委員会のメンバーは発言権をもって参加できる。論理的には、この面接に生徒代表も発言権をもって参加できるが、生徒代表は参加しなかった。また、セダストレム校長の見聞では生徒代表が参加した例はない。なお、校長になる資格は、教育についての経験がなければならないという以上には法の規定がないので、推薦が重要な要件になる。

学校予算については、経済状態が悪く、削減されてきており、ヘーグラン校でも何を削減するかが問題になっている。学校運営委員会でも、給食の手伝いの人数、図書館職員を持ち時間、教員の研修費、教材費のうち、どれを削減しどれを優先重視するか、などを審議したという。

(3) 生徒会

この学校では生徒会（と言っているが、日本で言う「生徒役員会」ないし「生徒委員会」のようである。）は3つある。小学生、中学生、高校生の各生徒会がある。生徒会の委員は1学級から1人選ぶ。

今その顧問をやっているのは、看護婦の学校職員である。中学生、高校生の生徒会の委

員たちに、彼女は、民主主義的な会議の決定をするときにはどういう形式が必要かとか、責任を持つこと、欠席した場合には自分から情報を得るように努めることなどを講義している。小学生たちには、各教員が教えている。

毎週金曜日の1時15分から1時45分まで各学級で生徒の会議の時間をとっており、この時間に委員の選出や各学級の話し合いをし、学校全体の問題についてもここで学級の意見をまとめる。例えば給食がまずいというようなことがあればその会議の議事録をまとめて校長のところへ持ってゆく。

このような学級会の時間をとるべきことは法規では定められていないが、実際上、スウェーデン全国ほとんどすべての学校でやっている。

この学校の生徒会の活動で出されている生徒の要求内容は、高校生の場合、様々な科目のテストが重なったりしたら大変だ、改善して欲しいとか（スウェーデンの高校では、日本の期末試、中間試験のように試験期間を決めて科目間調整をする習慣はないようだ。）、試験のテーマを決めて欲しいとか、パーティやクラス旅行についてなどである。

おわりに

わずかな経験と調査なのでもとより断定的なことは言い得ないが、上述のような調査・見聞から得た若干の感想を敢えて次に述べてまとめに代えておきたい。

①職業能力の基礎の修得がかなり十分に、私営営利的にでなく公費でかつ学校で公的資格を有する教員によって行われているようであり、それが生徒に安心や落ち着きをもたらす学習効果も大きくなっているのではないかと思われた。

②自然科学や社会科学の特別な学科など、「できる子」がどんどん勉強するコースはあり、その意味で良くも悪くもエリート教育は行われていると思われる。

③今回の見聞からの推測では、公的な制度や施策、学校運営が整っているせいか、学校の管理運営への生徒参加・父母参加や生徒の自治的活動などは、この国の現状からは、学ぶところはそれほど多くないかもしれないと思われた。

④20歳まで無償で学校教育を受ける権利が保障されていることや、また、成人のための高等学校など定員も多く、学ぶことについては「やろうと思ったらいつからでもやり直しが効く」と言っても言い過ぎでない程の状況は、何といてもすばらしいと思われる。

⑤経済・財政問題は、福祉国家スウェーデンの教育にも困難をもたらしつつある。しかし、教育行政担当者や学校管理職の言動からは、教育を受ける権利を保障してゆくこの国の制度を彼らが誇りに思っていることが感じとられた。もしそうであれば、この国やその人々が経済的財政的困難に立ち向かう姿勢や方法からも私たちは多くを学んでゆくことができるであろう。

注

1) 長文になるが、学校教育を理解する大前提として、スウェーデンの国家と政治の成り立ちの基本を次に記しておく。

[スウェーデンの国家と政治の成り立ち]

スウェーデンは、人口約875万人(93年)、言語はスウェーデン語が主である。国土は、スカンディナヴィア半島を縦に2分してノルウェーと分かち合った南東部分と隣接諸島を占め、面積約45.0万㎡、概ね北緯55°～68°、東経11°～24°間に位置している。スウェーデン、デンマーク、ノルウェーは歴史的社会的文化的には極めて同質、共通の要素を有しており、人種的には8世紀末から11世紀半ば迄ヴァイキングとして活動したことで知られる北方ゲルマン人・ノルマンの子孫が主流を成している。1397年以後、上記3国の間でデンマークの支配によるカルマル連合という同君連合が成立していたが、1523年にスウェーデンがデンマークから独立し、また、ナポレオン戦争後、同君連合のもとでスウェーデンの支配下におかれていたノルウェーが1905年にスウェーデンから独立して、現在のスウェーデン国家の枠組みが定まった(以上、百瀬宏・村井誠人監修『北欧』96年・新潮社、角田文衛編『北欧史』95年・山川出版、参照。)

現在のスウェーデン王家の祖は、フランス人で革命の中で一兵卒から身を興しナポレオン・ボナパルトの下で元帥となったジャン・ベルナドットである。彼は1810年、スウェーデン議会の指名によって王位継承者として招かれカール・ヨハンと改名し、1813年ライプツヒの戦いで連合軍を指揮してフランス軍を破り、1818年カール14世として王に即位した。スウェーデンはこのライプツヒの戦いを最後に、以後今日迄戦争を行っていない(武田龍夫『物語 北欧の歴史』93年・中央公論社・89-96頁、榎山紘一『クロニク 世界全史』94年・講談社、参照)。

スウェーデン現代政治の大きな流れは、1870年代に大型ストライキをも伴って展開されるようになっていた労働組合運動を基盤として、

1889年にスウェーデン社会民主労働者党Sveriges Socialdemokratiska arbetarepartietが結成され、1898年に同党を支える全国的な労働運動団体としての労働組合全国組織LOが結成されたことに始まっている。スウェーデン社民党は、労働者の権利保障と議会制民主主義を通じて混合経済、完全雇用と福祉の充実によって社会主義の理想を達成する道を選び、普通選挙権運動を展開し、1914年選挙で87議席を獲得して第二院の第一党に躍進し、1917年のN・エーデン首相の自由党・社民党連合政権に参加した。この内閣の下で1918年-19年、憲法が改正され、上院議員(当時二院制だった。)の選挙人を選ぶ県会及び6大都市の市会、ストックホルム市会選挙権者の資格が公民権を有する満年齢27歳以上の男女とされるとともに、国会議員選挙に女性の参加が認められた。社民党は、1920年に初めて単独政権を組織し(7カ月)、以後常に第一党を維持し、32年に本格単独政権を形成して以後は、76年-82年間と91年-94年間の保守・中道(中央党、穏健党、国民統一党)連立内閣の期間以外は常に最大与党として政権に参与してきた(スウェーデン現代政治史について岡沢憲美『スウェーデンの挑戦』91年・岩波書店、参照)。

現在は、94年9月の総選挙によって、国会議席349の配分は、社民党161(得票率45.3%)、左翼党22(6.2%) (以上が社会主義ブロック)、穏健党80、中央党27、国民党・自由党26、キリスト教民主社会党15(以上がブルジョワ・ブロック)、環境党・緑の党18(5.0%)、新民主党議席0(1.2%)となっており、社民党が単独相対多数政権を形成している。なお、国会は、1971年から一院制、議員の任期は94年当選議員から4年、議員選挙は比例代表制、選挙権者は18歳以上である(岡沢憲美『スウェーデン現代政治』88年・東京大学出版会、同著『スウェーデンを検証する』96年・早稲田大学出版会、参照。94年選挙結果は後者223頁)。

2) SWEDISH MINISTRY OF EDUCATION AND SCIENCE, *The Swedish Education System*, Stockholm: March 1995. (全文A4判42頁)

和文文献としては、文部省編集『諸外国の学校教育(欧米篇)』(96年・大蔵省印刷局)の中で、澤野由紀子氏が「スウェーデン」について叙述している(2-15頁)。

3) この法律に関して、スウェーデン教育科学省は*The Swedish Education System*で‘the Education Act’と英訳している。

本稿は基本的な語についてスウェーデン語又は英語を示し、その場合、英語はスウェーデン政府・地方自治体機関の発行する英文資料によっているが、上記‘Skollagen’の場合のように、スウェーデン政府等の英訳には語の直訳でなく意訳の場合もいくつかあると思われる。

4) ここでは、高校教育を受ける権利について、次のように記されている。

“This applies to all residents up to and including the first six months of the year of their 20th birthday.”

また、skolverket(学校庁)1997年発行のリーフレット*UPPER SECONDARY SCHOOL*によれば“up to and including the calendar year in which the pupil is 20”(「生徒が20歳になる暦年まで’)と記されている。

5) 前掲 *UPPER SECONDARY SCHOOL*.

6) この段落は下記による。

Swedish Ministry of Education and Science, *1994 Curriculum for the Compulsory School System (Lpo 94)*.

The same Ministry, *1994 Curriculum for the Non-Compulsory School System (Lpf 94)*.

7) 前掲『諸外国の教育制度』8頁。

8) 岡沢憲美『スウェーデンを検証する』96年増補版・早稲田大学出版部・49頁。

9) Stockholms Stad, *Men and Women in stockholm 1995*, p.21

10) *The Swedish Education System*, pp.26,27及

び『諸外国の教育制度』10頁。

11) *The Swedish Education System*, pp.36,37及び『諸外国の教育制度』10頁。

12) 『諸外国の教育制度』13頁

13) 福本歌子「スウェーデンの地方自治」・藤岡純一編著『スウェーデンの生活者社会』(93年・青木書店)、及び、穴見明「コミュニティ・デモクラシー」・岡沢憲美ほか編著『スウェーデンの政治』94年・早稲田大学出版部、参照。教育権限配分は後者110頁。『諸外国の教育制度』が「郡」と記しているのは“landsting”だと思われるので同書の引照に際しては「郡」を「県」と置き換えた。

14) 『諸外国の教育制度』13頁

15) 本稿では、コミュニティとしてのストックホルムを「ストックホルム市」と記す。地方自治体としての「ストックホルム」には、地域的にはこのストックホルム市部分を含むより広域な「県」としてのストックホルムもある。ただし、両者は上下関係にはなく、それぞれ独立の権限を有する。

16) この項(1)の記述は、聞き取り及び下記2資料による。この両資料の大半の内容は同一であるが多少の異同があり、後者には議員一覧が付けられている。

①ストックホルム市・行政管理局発行「ストックホルム市行政のあらまし」(和文)1997年5月。

②The City of Stockholm's Executive Office, *This is how Stockholm is governed*, February 1997. (英文)

なお、上記②のMayorおよびVice mayorsは、①では「コミッショナー」と記されている。

17) STOCKHOLM・STAD Arbetsmarknad-och utbildningsförvaltningen, *Vad ska jag välja?*, 1997, sidorna 48-50.

18) STOCKHOLM・STAD Arbetsmarknad-och utbildningsförvaltningen, *STOCKHOLMS GYMNASIESKOLOR 1996/97*.

19) *Vad ska jag välja?*, sidan 7.

20) 注4) 前掲 *UPPER SECONDARY SCHOOL*

21) 93年度スウェーデン全国統計は次のとおり

(The Swedish Education System, pp.27,37)。

義務教育

全	学校数:	4,826
うち私立学校数:		166
(independent schools)		
全	生徒数:	893,932
うちサミ学校:		111
私立学校:		13,689 (1.5%)

後期中等教育

全	学校数:	638
うち私立学校数:		59
全	生徒数:	313,662
うちコミュニオン立学校:		218,216
県立学校:		28,876
私立学校:		5,570 (1.8%)

22) 表Ⅳ～Ⅷは、S市労働市場・教育行政部提供資料。

23) 注17) 前掲冊子。

24) この点に関して前出1994 Curriculum for the Non-Compulsory School System (Lpf 94) は冒頭に次のように定めている。

「1. 基本的価値と学校の仕事

1.1 基本的価値

民主主義は国の学校制度の基礎を成す。教育法(1985年11月)は、学校の活動が基本的な民主主義的価値と一致して行われなければならないこと、並びに、学校に働くすべての者が本来的に有している価値及び私たちすべてが共有する環境を尊重することを励まさなければならないことを定めている(第1章第2節、第9節)。」

25) PUというのは3年の学習の後、高校で学習する、我が国の高校専攻科のような、特別の課程である。

—1997年10月21日—

大手前女子短期大学『研究集録』第17号・抜刷
1997年12月発行

スウェーデンの高等学校

—ストックホルム市での学校見学・聞き取りを踏まえて—

著者 北川 邦一
住所 堺市城山台1丁32番7号 〒590-01
電話 0722-99-5589
学校 大手前女子短期大学
伊丹市稲野町2丁目2-2 〒664
TEL:0727-70-6334 FAX:0727-70-6916